

選挙投票区・投票所等の見直しについて

昨今の社会情勢の変化により、有権者数の減少や投票立会人の選任関係、期日前投票制度の普及により、投票を取り巻く環境が大きく変化していることから、下川町選挙管理委員会では、投票区・投票所の見直しを行います。

■ 旧投票区・投票所

| 投票区 | 投票区域（公区） | 投票所 |
|-----|-----------------|---------------|
| 第1 | 北町・幸町・錦町・旭町・共栄町 | 公民館 |
| 第2 | 一の橋 | 一の橋コミュニティセンター |
| 第3 | 上名寄第1・第2・第3 | 農村活性化センター |
| 第4 | 班溪 | 南部会館 |
| 第5 | 緑町・三和・二の橋 | 緑町・三和会館 |
| 第6 | 末広町・新町 | 末広会館 |
| 第7 | 中成南・中成北・元町 | 下川小学校体育館 |



■ 新投票区・投票所

| 投票区 | 投票区域（公区） | 投票所 |
|-----|---|----------------------|
| 第1 | 北町・幸町・錦町・旭町・共栄町 班溪・緑町・三和・二の橋・末広町・新町・中成南・中成北・元町 | 下川町役場 (1階フリースペース) |
| 第2 | 一の橋 | 一の橋コミュニティセンター |
| 第3 | 上名寄第1・第2・第3 | 農村活性化センター |

■ 新投票区・投票所の開始時期

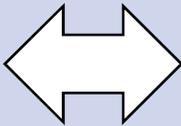
令和7年7月に行われる国政選挙から開始します。

裏面もあります

■ 臨時車両の運行

投票日には、下記のとおり臨時車両を運行しますのでご利用ください。
投票終了後は、発車場所まで運行いたします。

※発車時刻、巡回経路等は、後日改めてお知らせします。

| 発車場所 | | 新投票所 |
|---------|---|----------------------|
| 旧 第4投票所 |  | 下川町役場 (1階フリースペース) |
| 旧 第5投票所 | | |
| 旧 第6投票所 | | |
| 旧 第7投票所 | | |

■ 期日前投票所

期日前投票についても次の場所に見直しを行いましたのでお知らせします。

投票日当日に仕事や旅行などの予定がある方は、期日前投票をすることができます。

※期間については、現時点で投票日が確定していませんので、想定される予定を掲載しています。

| 期日前投票所 | 期間 (予定) | 時間 |
|----------------------|------------------------|----------------------------|
| 下川町役場 (1階フリースペース) | 7月4日 (金) ~7月19日 (土) | 午前8時30分 ~午後8時 ※土・日含む |

■ お問い合わせ

下川町選挙管理委員会事務局
電話 4-2511(内線225)